

令和5年2月27日

各務原市内介護保険サービス事業所
軽費老人ホーム
有料老人ホーム
サービス付き高齢者向け住宅 各位

いつもお世話になっております。

本日令和5年2月27日（月）、岐阜県はノロウイルス食中毒警報を発表しました。

岐阜県では、令和4年12月8日（木）にノロウイルス食中毒注意報を発表し、ノロウイルス食中毒の予防啓発を行っております。

今般、令和5年2月17日（金）及び22日（水）にノロウイルスを原因とした食中毒事件が続発したことから、さらなる注意喚起を行うため、本日付けで発表したものです。

●発表理由

ノロウイルス食中毒注意報及び警報発表に関する運営要領3（1）に該当

●発令期間

発表日～令和5年3月5日（日）まで

※本警報は、発表時より1週間効力を有し、その後は自動的に注意報へ切り替わり、令和5年3月31日（金）まで継続します。

●注意事項

・食事前、トイレの後、調理前などには、石けんでよく手を洗い、流水で十分に流しましょう。

（ノロウイルスにアルコール消毒はあまり効きません。）

- ・食品を十分に加熱しましょう（中心温度85～90℃で90秒間以上）。
- ・調理器具類を十分に洗浄消毒しましょう。
- ・調理をする方は体調管理を徹底しましょう。
- ・嘔吐物は適切に処理しましょう。

●詳細については、岐阜県のホームページをご参照ください。

URL：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/7553.html>

各務原市介護保険課 鈴木



各務原市役所 健康福祉部
介護保険課 施設指導係
TEL：058-383-2067（直通）
FAX：058-383-6365
mail：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

